

ID: 252

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第100条	
法令番号	昭和22年政令第16号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
第100条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第76条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第 91 条第 1 項及び第 2 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 3 項	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 4 項	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	知つたとき	知つたとき(当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。)
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 5 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
第 92 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項
第 92 条第 3 項及び第 4 項	地方自治法第 74 条第 7 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 7 項
第 94 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項

	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 95 条の 2	地方自治法第 74 条の 2 第 1 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 1 項
第 95 条の 3	地方自治法第 74 条の 2 第 5 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 5 項
第 95 条の 4	地方自治法第 74 条の 2 第 6 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項
第 96 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方自治法第 76 条第 1 項
	同法第 74 条の 2 第 6 項	同条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項
	同法第 74 条第 5 項	同法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項
	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 96 条第 2 項	地方自治法第 74 条の 2 第 10 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項
第 97 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項
	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1

		を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	
第 98 条第 1 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	
第 98 条の 3 第 1 項	地方自治法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	地方自治法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	
	同法第 74 条の 2 第 10 項	同法第 76 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項	
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第107条第3項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第107条 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第110条	
法令番号	昭和22年政令第16号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
第110条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第80条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第 91 条第 1 項及び第 2 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 3 項	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 4 項	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	知つたとき	知つたとき(当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。)
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 5 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
第 92 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項
第 92 条第 3 項及び第 4 項	地方自治法第 74 条第 7 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 7 項
第 94 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項

	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 95 条の 2	地方自治法第 74 条の 2 第 1 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 1 項
第 95 条の 3	地方自治法第 74 条の 2 第 5 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 5 項
第 95 条の 4	地方自治法第 74 条の 2 第 6 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項
第 96 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方自治法第 80 条第 1 項
	同法第 74 条の 2 第 6 項	同条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項
	同法第 74 条第 5 項	同法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項
	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 96 条第 2 項	地方自治法第 74 条の 2 第 10 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項
第 97 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条第 5 項
	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1

		を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	
第 98 条第 1 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	
第 98 条の 3 第 1 項	地方自治法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	地方自治法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	
	同法第 74 条の 2 第 10 項	同法第 80 条第 4 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項	
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第113条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第107条 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 第113条 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条(公職選挙法第12条第1項及び第4項、第15条、第15条の2第4項並びに第271条に関する部分を除く。)、第109条の2及び第109条の3の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第110条」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条	
法令番号	昭和22年政令第16号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
第116条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第81条第1項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第 91 条第 1 項及び第 2 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 3 項	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 4 項	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
	知つたとき	知つたとき(当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。)
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第 91 条第 5 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
	地方自治法第 74 条第 6 項各号	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 6 項各号
第 92 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 5 項
第 92 条第 3 項及び第 4 項	地方自治法第 74 条第 7 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 7 項
第 94 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 5 項

	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
第 95 条の 2	地方自治法第 74 条の 2 第 1 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 第 1 項	
第 95 条の 3	地方自治法第 74 条の 2 第 5 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 第 5 項	
第 95 条の 4	地方自治法第 74 条の 2 第 6 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項	
第 96 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方自治法第 81 条第 1 項	
	同法第 74 条の 2 第 6 項	同条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 第 6 項	
	同法第 74 条第 5 項	同法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 5 項	
	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
第 96 条第 2 項	地方自治法第 74 条の 2 第 10 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項	
第 97 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条第 5 項	
	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1	

		を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	
第 98 条第 1 項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	
第 98 条の 3 第 1 項	地方自治法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	地方自治法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	
	同法第 74 条の 2 第 10 項	同法第 81 条第 2 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項	
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条の2		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第107条 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 第116条の2 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条、第109条の2、第109条の3、第111条及び第112条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第116条」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第120条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第116条の2 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条、第109条の2、第109条の3、第111条及び第112条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第116条」と読み替えるものとする。 第107条 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 第120条 地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定並びにこの政令第100条の2乃至第109条の2、第111条乃至第115条及び第116条の2乃至第118条の規定は、地方自治法第85条第1項の規定により同法第76条第3項の規定による解散の投票並びに同法第80条第3項及び第81条第2項の規定による解職の投票を同時に行う場合並びに同法第85条第2項の規定により普通地方公共団体の選挙とこれらの投票を同時に行う場合にこれを準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日